広島県環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十三号

広島県環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例

に改正する。 広島県環境影響評価に関する条例(平成十年広島県条例第二十一号)の一部を次のよう

別表四の項中「空港整備法」を「空港法」に、 「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。